

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月25日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年9月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月9日午前9時20分頃、奈良市富雄北三丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 181,440円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月25日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年9月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月6日午後2時頃、奈良市三条大宮町地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車相手方敷地内のフェンスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 37,476円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月25日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年9月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月31日午後8時頃、奈良市柏木町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 13,219円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月25日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年9月17日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年8月22日午後2時頃、奈良市法華寺町地内において発生した、撤去により市道上に突出していたカーブミラー支柱の切断面により、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,020円